

金融機関の融資動向等に関するアンケート調査結果の概要

I. 調査実施方法

平成22年8月に、全国の財務局等において、各地域の商工会議所・商工会の経営指導員等(中小企業診断士等)596名を対象に、下記の項目について聴き取り調査を実施した。

1. 中小企業への融資姿勢について
 - ・ 主要行に関する評価及びその理由
 - ・ 地域銀行(地方銀行・第二地方銀行)に関する評価及びその理由
 - ・ 協同組織金融機関(信用金庫・信用組合)に関する評価及びその理由
 - ・ 政府系金融機関に関する評価及びその理由
2. 中小企業に対する貸付条件の変更等への対応についての評価及び意見(業態別)
3. 中小企業に対するコンサルティング機能発揮に向けた取組み姿勢についての評価及び意見(業態別)
4. 金融機関のコンサルティング能力についての評価及び意見(業態別)
5. 金融機関における貸付条件の変更等に係る苦情相談への対応状況
6. 「貸出条件緩和債権に該当しない場合の取扱いの拡充」の認知状況及び意見
7. 金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]の認知状況及び意見
8. その他中小企業金融の円滑化に関する意見

(注1) 調査対象先は前回と異なり、先数も異なっている(前回は574名)。

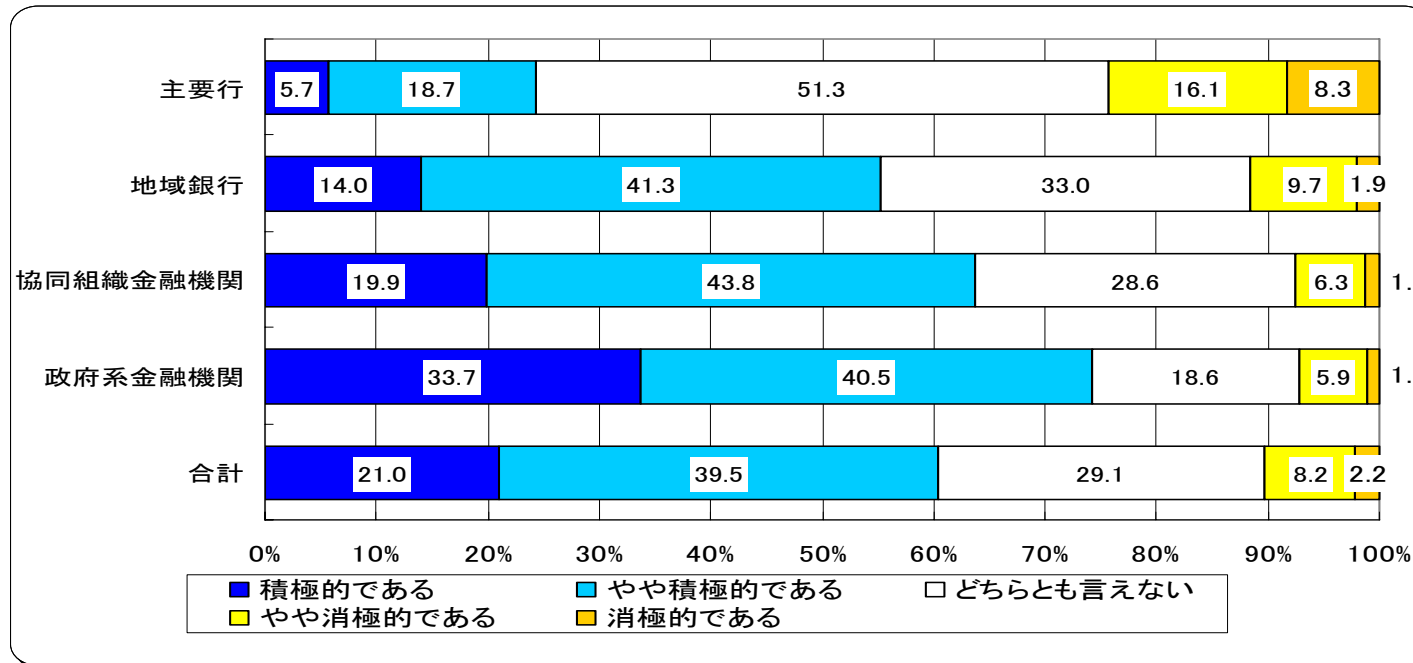
(注2) 1~4及び6、7は、前回(平成22年2月実施)も調査した項目。5は、今回調査で追加した項目。

Ⅱ. 調査結果の概要

1. 中小企業への融資姿勢について

※ 各業態それぞれの融資姿勢について「わからない」と回答した者が、全回答者 596 名中、主要行について 403 名、地域銀行について 30 名、協同組織金融機関について 44 名、政府系金融機関について 6 名存在。以下 1. の各グラフにおいては、これらの者を除いて集計している。

(1) 中小企業への融資姿勢に対する評価(業態別)



(注)「合計」は各業態の回答を単純合計したもの。以下同じ。

○ 積極的評価（「積極的である」及び「やや積極的である」の合計の割合）は、全業態合計で60.5%となっている。なお、前回調査では60.9%であった。

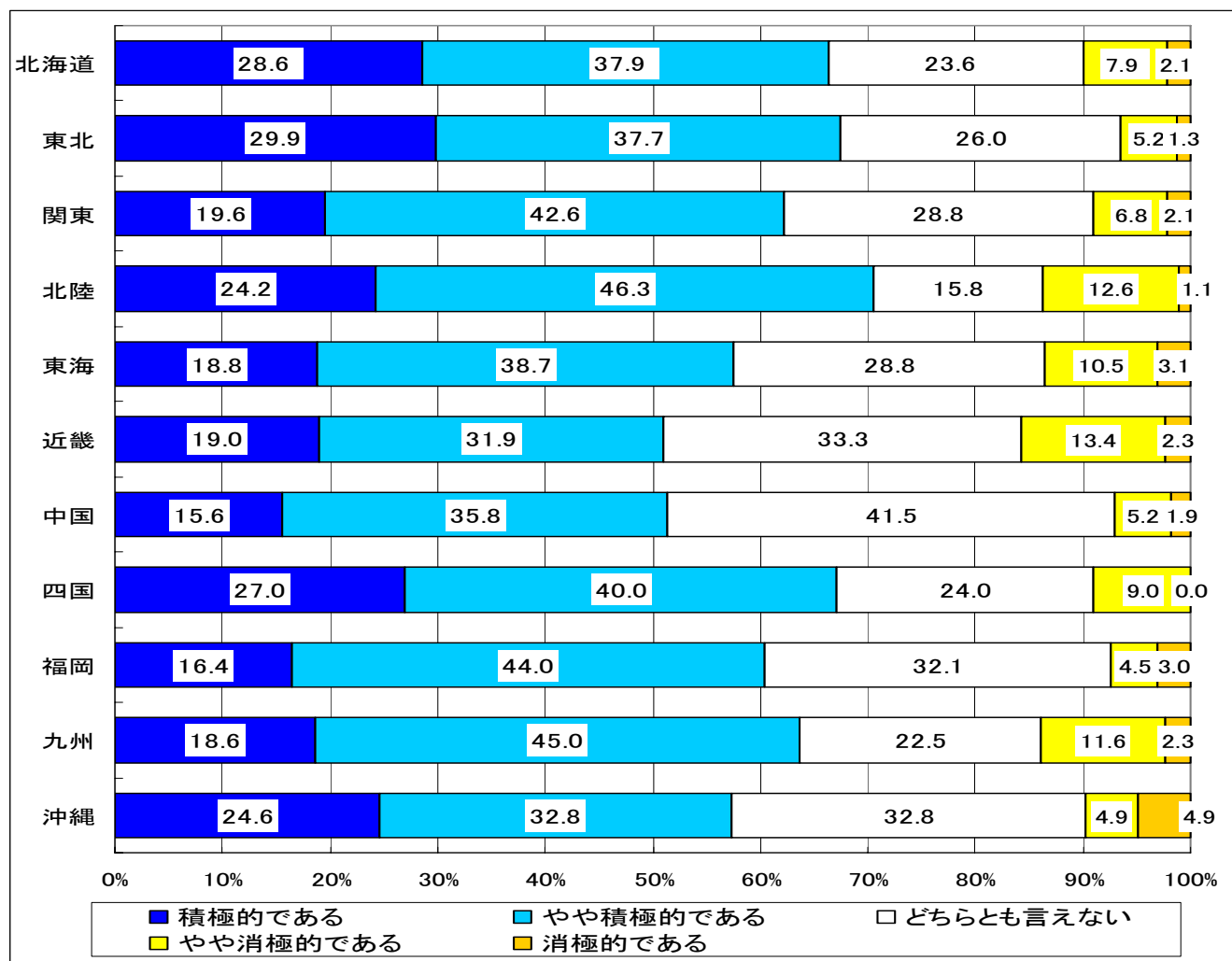
業態別では、政府系金融機関が最も大きく、次いで協同組織金融機関、地域銀行、主要行の順となっている。

○ 消極的評価（「消極的である」及び「やや消極的である」の合計の割合）は、全業態合計では10.4%となっている。なお、前回調査では10.4%であった。

業態別では、主要行が最も大きく、次いで地域銀行、協同組織金融機関、政府系金融機関の順となっている。

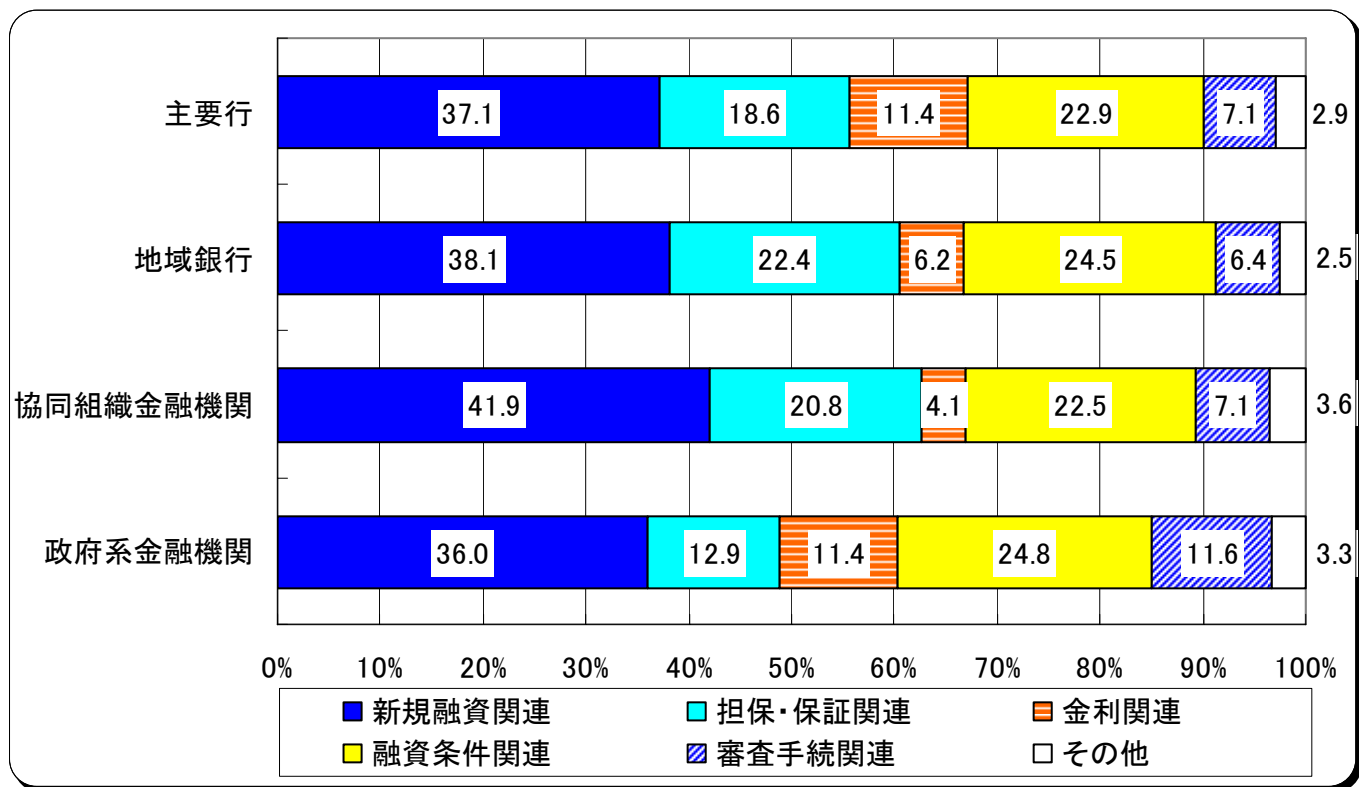
(2) 中小企業への融資姿勢に対する評価(地域別)

※ 地域(財務局等)毎に各業態の回答数を単純合算して集計。



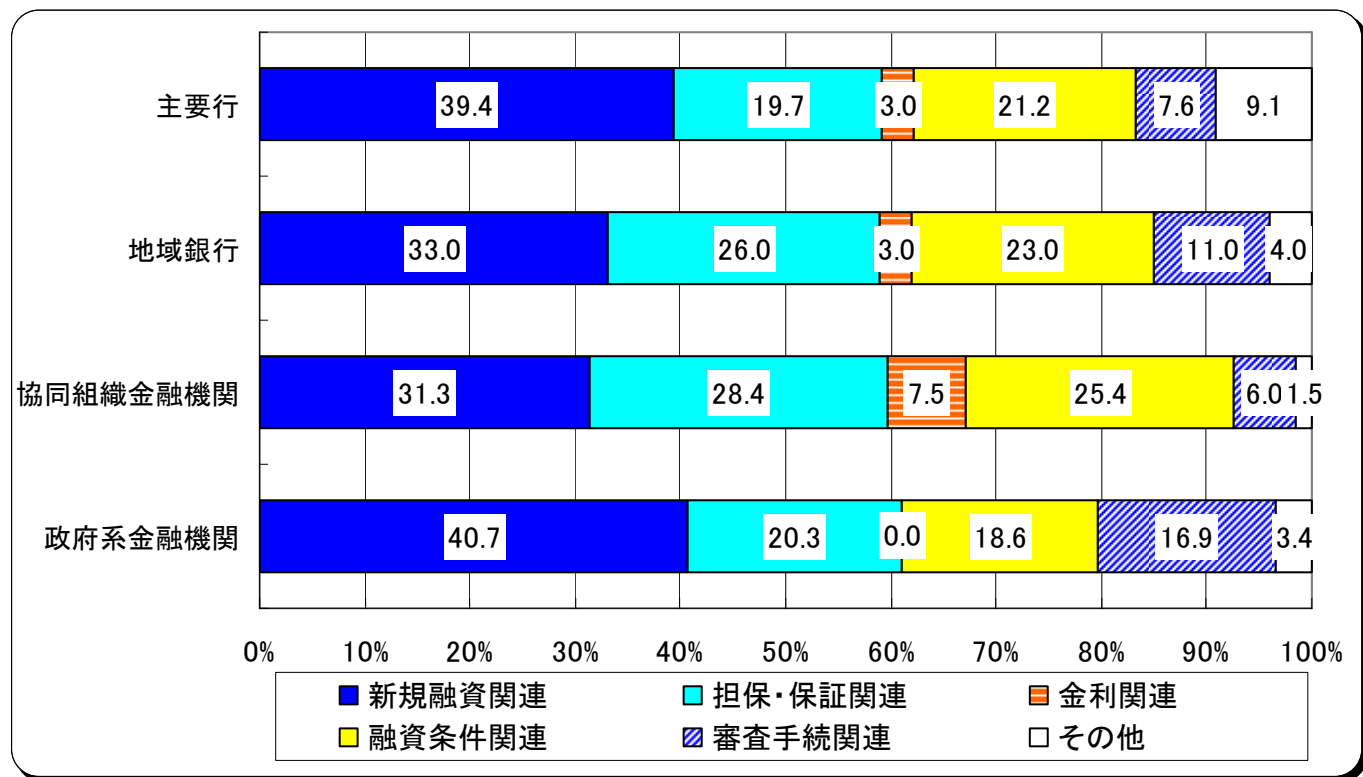
- 積極的評価が最も大きい地域は北陸であり、次いで東北、四国、北海道、九州、関東の順となっている。
- 消極的評価が最も大きい地域は近畿であり、次いで九州、北陸、東海、北海道、沖縄の順となっている。

(3) 「積極的である」、「やや積極的である」を選択した理由



○ 全業態において、「新規融資関連」が最も多く、次いで「融資条件関連」、「担保・保証関連」の順となっている。

(4) 「消極的である」、「やや消極的である」を選択した理由



- 主要行については、「新規融資関連」が最も多く、次いで「融資条件関連」の順となっている。
- 地域銀行、協同組織金融機関、政府系金融機関については、「新規融資関連」が最も多く、次いで「担保・保証関連」の順となっている。

<中小企業への融資姿勢に対する積極的評価に関する主な背景・具体例(業態別)>

【主要行】(積極的評価：24.4% (前回調査22.8%))

- 新規融資に対し前向きであり、積極的なアプローチがある。
- 中小企業金融円滑化法の施行後は、貸付条件の変更に積極的に対応している。
- 事業計画等の策定等に対し、積極的に相談に対応している。

【地域銀行】(積極的評価：55.3% (前回調査54.8%))

- 新規融資の獲得に積極的であり、以前は取引の対象としていなかった小規模事業者への営業活動もみられる。
- 信用保証協会保証付融資、制度融資に積極的に取り組んでいる。
- 融資審査の手続きがスムーズになり審査期間が短縮化された。
- 無担保・無保証のビジネスローンに積極的に取り組んでいる。

【協同組織金融機関】(積極的評価：63.8% (前回調査66.3%))

- 個別訪問等により情報収集するなど、新規融資先の掘り起こしを積極的に行っている。
- 信用保証協会付保証融資に積極的に対応している。
- 地方公共団体の制度融資に積極的に対応している。
- 金利面などの条件変更に柔軟に対応している。

【政府系金融機関】(積極的評価：74.2% (前回調査75.1%))

- 新規・創業融資、貸付条件の変更、無担保・無保証融資に積極的に対応している。
- 資金需要に対し、対応が迅速である。
- 小規模事業者経営改善資金融資制度を活用し積極的に融資している。
- 融資相談会の開催や個別訪問を積極的に行っている。

<中小企業への融資姿勢に対する消極的評価に関する主な背景・具体例(業態別)>

【主要行】(消極的評価：24.4%(前回調査27.0%))

- 新規融資先を積極的に探そうとせず、営業に来る話を聞かない。
- 融資の申込みを入口で断っており、相談にまで至らないケースがある。
- 信用保証協会保証付融資には積極的であるが、プロパー融資はほとんどない。

【地域銀行】(消極的評価：11.7%(前回調査12.1%))

- 信用保証協会保証付融資、制度融資には積極的に取り組んでいるが、プロパー融資には消極的である。
- 貸付条件の変更に柔軟に取り組んでいない。
- 不動産担保や保証人に頼る融資姿勢が見られる。

【協同組織金融機関】(消極的評価：7.6%(前回調査7.1%))

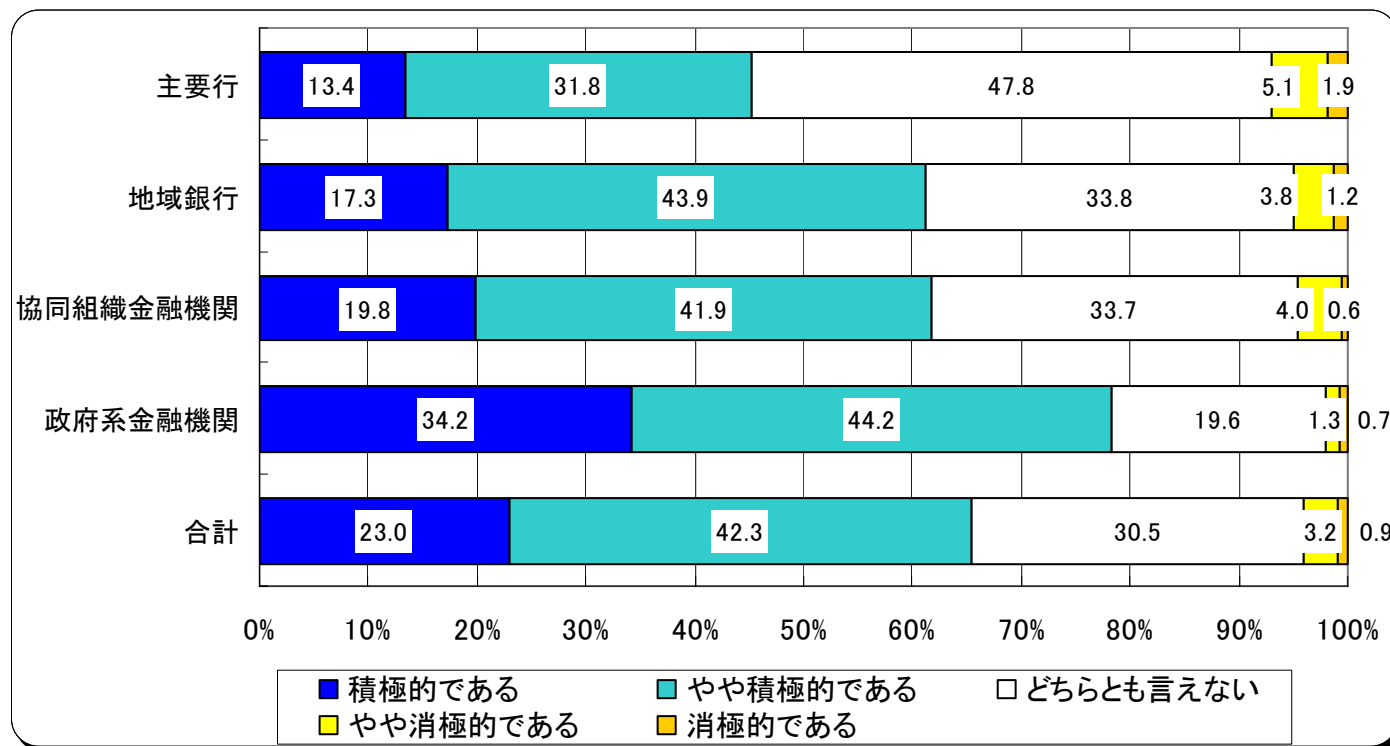
- 信用保証協会保証付融資への依存度が高く、プロパー融資にやや消極的である。
- 昨今の景気低迷から新規融資に慎重な姿勢となっている、
- 担保重視の姿勢で、無担保では融資を受けられないケースがある。

【政府系金融機関】(消極的評価：7.1%(前回調査6.0%))

- 担保・保証人を重視した融資姿勢である。
- 融資に対する審査期間が長く、厳しくなっている。
- 新規融資に対して厳しい。

2. 中小企業に対する貸付条件の変更等への対応について

※ 各業態それぞれの対応について「わからない」と回答した者が、全回答者 596 名中、主要行について 439 名、地域銀行について 93 名、協同組織金融機関について 100 名、政府系金融機関について 55 名存在。これらの者を除いて集計している。



- 積極的評価は、全業態合計で 65.3% となっている。なお、前回調査では 61.2% であった。業態別では、政府系金融機関が最も大きく、次いで協同組織金融機関、地域銀行、主要行の順となっている。

<貸付条件の変更等への対応についての積極的評価に関する主な背景・具体例(業態別)>

【主要行】(積極的評価：45.2%(前回調査38.9%))

- 貸付条件の変更に積極的に対応している。公表実績を見てもその積極性を感じられる。
- 外部専門機関と連携し、中小企業者の経営改善計画の策定支援に積極的に取り組んでいる。

【地域銀行】(積極的評価：61.2%(前回調査54.9%))

- 貸付条件の変更に積極的に対応しているほか、対応が迅速になった。
- 貸付条件の変更を行う際、他行や信用保証協会等と連携した対応がなされている。
- 金融機関側から借換え(一本化)などの提案を積極的にしてくれる。

【協同組織金融機関】(積極的評価：61.7%(前回調査59.8%))

- 貸付条件の変更に金融機関自ら働きかけを行うなど、積極的かつ柔軟に対応している。
- 中小企業金融円滑化法の施行後、積極的に対応している。
- 相談窓口の強化を行うなどして、借り手からの相談に真摯に対応している。
- 貸付条件の変更の相談や申込みに迅速に対応してくれる。

【政府系金融機関】(積極的評価：78.4%(前回調査74.3%))

- 貸付条件の変更への対応が迅速である。
- 貸付条件の変更の相談に対し、借り手の実情をよく聞き柔軟に対応している。
- 企業訪問等を通じて、金融機関側から貸付条件の変更の働きかけを積極的に行っている。
- 中小企業金融円滑化法の施行後、さらに積極的に対応している。

<貸付条件の変更等への対応についての消極的評価に関する主な背景・具体例(業態別)>

【主要行】(消極的評価：7.0% (前回調査14.7%))

- 返済猶予を希望しても、希望どおりの猶予期間で対応してもらえない。また、猶予期間経過後に延長を申し出ると金利引き上げを求められる。
- 次回からの融資に影響がでるかもしれないとの懸念から、借り手から貸付条件の変更の申出を行いにくい。

【地域銀行】(消極的評価：5.0% (前回調査8.2%))

- 貸付条件の変更に柔軟に対応していない。
- 次回からの融資に影響がでるかもしれないとの懸念から、借り手から貸付条件の変更の申出を行いにくい。

【協同組織金融機関】(消極的評価：4.6% (前回調査7.8%))

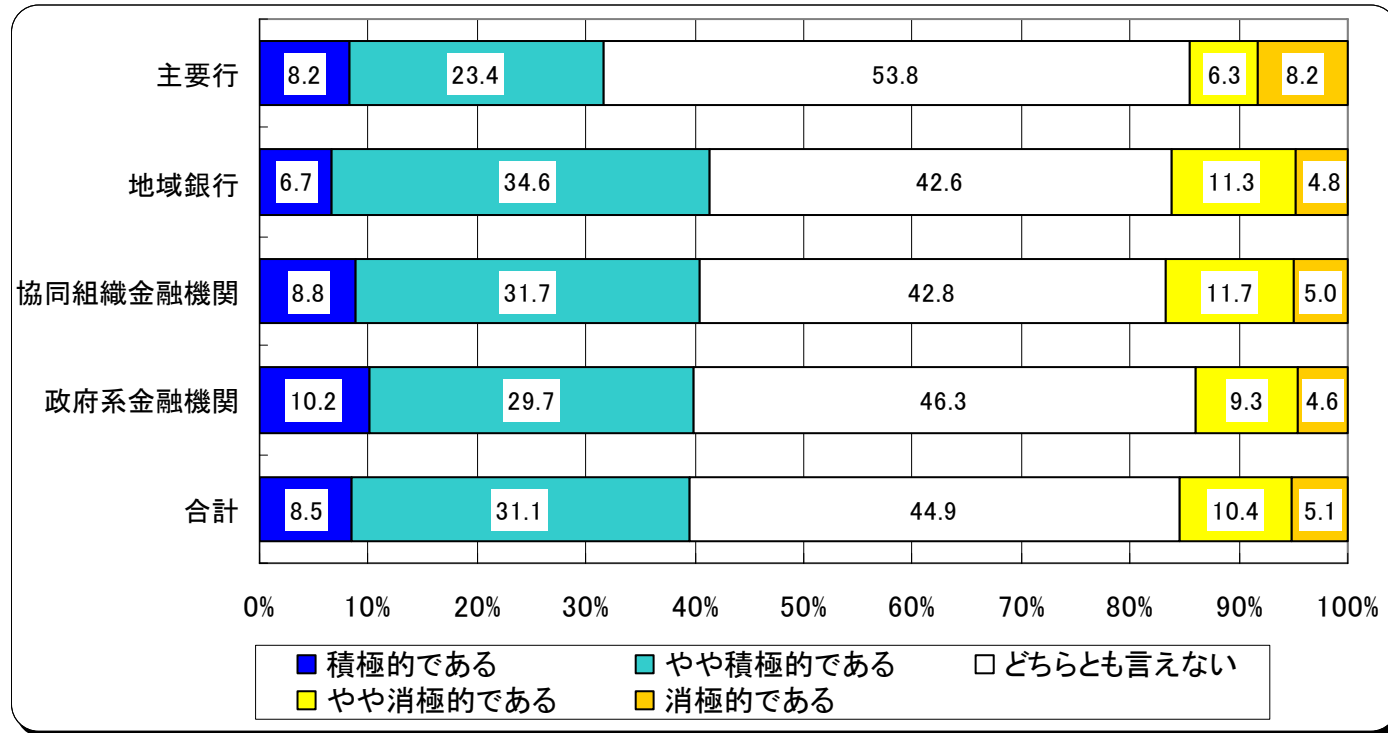
- 貸付条件の変更に柔軟かつ迅速に対応してくれない。

【政府系金融機関】(消極的評価：2.0% (前回調査3.4%))

- 貸付条件の変更の審査が厳しい。

3. 中小企業に対するコンサルティング機能発揮に向けた取組み姿勢

※ 各業態それぞれの取組み姿勢について「わからない」と回答した者が、全回答者 596 名中、主要行について 438 名、地域銀行について 119 名、協同組織金融機関について 119 名、政府系金融機関について 114 名存在。これらの者を除いて集計している。



- 積極的評価は、全業態合計で39.6%となっている。なお、前回調査では37.9%であった。業態別では、地域銀行が最も大きく、次いで協同組織金融機関、政府系金融機関、主要行の順となっている。

<コンサルティング機能発揮への取組み姿勢についての積極的評価に関する主な背景・具体例(業態別)>

【主要行】(積極的評価：31.6%(前回調査23.5%))

- 中小企業診断士の資格取得を人事評価に反映させるなど、コンサルティング機能発揮に取り組んでいる。
- 財務諸表を確認し経営アドバイスをを行っているほか、外部コンサルタントとの連携も行っている。
- 融資面では前向きに対応している。

【地域銀行】(積極的評価：41.3%(前回調査40.8%))

- 経営改善計画策定への協力や経営改善指導を行うなど、積極的な対応を行っている。
- コンサルティングの専門部署や窓口を設置するなど、積極的な対応を行っている。
- 中小企業診断士の資格取得や内外の研修による人材育成に取り組んでいる。
- 経営相談会やセミナーを開催するなど、積極的な情報提供に取り組んでいる。

【協同組織金融機関】(積極的評価：40.5%(前回調査37.3%))

- ビジネスマッチングや経営セミナーを開催するなど、積極的に取り組んでいる。
- コンサルティング能力発揮のため、中小企業診断士や商工会等と連携して対応している。
- 中小企業応援センターを活用した取組みが積極的である。

【政府系金融機関】(積極的評価：39.9%(前回調査40.4%))

- 融資相談会を開催したり、相談窓口を設置するなどして、親身に相談に応じている。
- 全国ネットワークを活かして情報を積極的に提供している。
- 借り手の状況を把握しながら、その立場を理解しようとする姿勢が見られる。

<コンサルティング機能発揮への取組み姿勢についての消極的評価に関する主な背景・具体例(業態別)>

【主要行】(消極的評価：14.5%(前回調査11.0%))

- 融資の申込みに対して信用度や融資枠等の結果のみを示し、結果に至るプロセスに関して説明がない。
- 企業のことを考えた融資をしておらず、コンサルティングの姿勢が見られない。
- コンサルティングを受けたという話を聞いたことがない。

【地域銀行】(消極的評価：16.1%(前回調査10.5%))

- 経営改善計画の策定において、金融機関はひな型を示すだけで相談に乗ってくれない。
- 銀行は債務者の財務状況の分析結果を示すだけで、経営改善のための助言等が行われていない。
- 融資と回収が中心となっており、コンサルティングの取組みまでは至っていない。

【協同組織金融機関】(消極的評価：16.7%(前回調査14.4%))

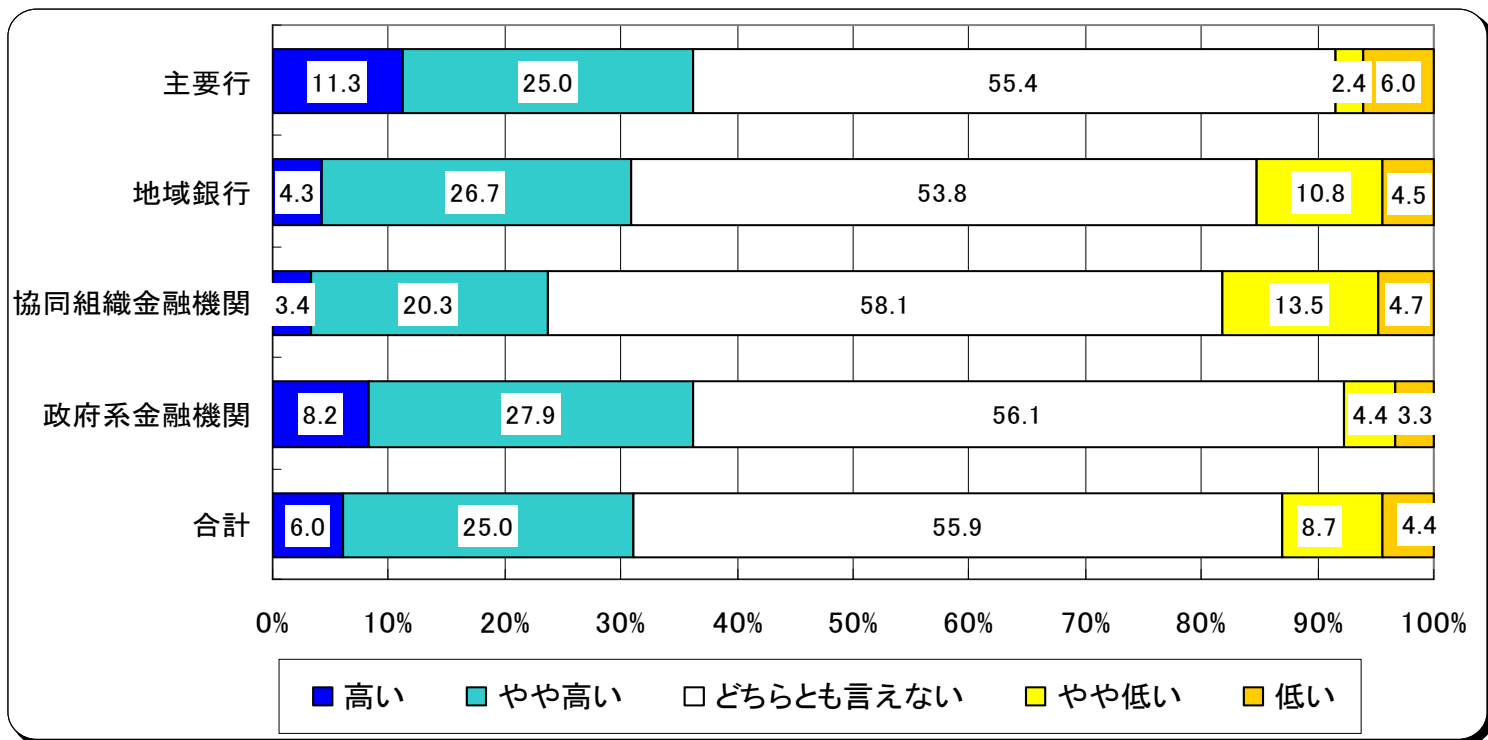
- 積極的に経営改善等に関与しようとせず、受身の姿勢である。
- 借り手の立場に立ったコンサルティングがなされていない。

【政府系金融機関】(消極的評価：13.9%(前回調査11.6%))

- 融資の可否判断のみで、民間金融機関に比べてコンサルティング機能は発揮されていない。
- 郡部の企業等に対して十分な取組みができていない。

4. 金融機関のコンサルティング能力についての評価

※ 各業態それぞれのコンサルティング能力について「わからない」と回答した者が、全回答者 596 名中、主要行について 428 名、地域銀行について 150 名、協同組織金融機関について 152 名、政府系金融機関について 145 名存在。これらの者を除いて集計している。



○ 積極的評価（「高い」及び「やや高い」の合計の割合）は、全業態合計で31.0%となっている。なお、前回調査では32.3%であった。

業態別では、主要行が最も大きく、次いで政府系金融機関、地域銀行、協同組織金融機関の順となっている。

<コンサルティング能力への積極的評価に関する主な背景・具体例(業態別)>

【主要行】(積極的評価：36.3% (前回調査30.0%))

- 案件毎の専門家の配置や専門部署の設置など、組織が整備されている。
- 事業承継やM&A等において質の高い能力や機能が発揮されている。
- システムが整備され豊富なデータの蓄積がある。

【地域銀行】(積極的評価：31.0% (前回調査32.2%))

- 専門部署があり、中小企業診断士等の有資格者を配置することで高い能力を発揮している。
- 銀行主導で事業再生計画の立案を行うなど、事業再生のノウハウを持っている。
- 在庫管理チェックなど経営体質強化に向け、踏み込んだ指導をしてくれる。
- 事業所に対するプレゼンが積極的に行われている。

【協同組織金融機関】(積極的評価：23.7% (前回調査23.7%))

- 職員に中小企業診断士等の資格取得をさせるなど、人材育成に力を入れている。
- 積極的な企業訪問等による地域情報を活かした対応をしている。
- 地域の経済動向を調査した「レポート」を見ると、相当スキルアップしていると評価できる。

【政府系金融機関】(積極的評価：36.1% (前回調査41.4%))

- ノウハウを持った人材が増加している。
- 財務内容を細かくチェックし、的確に課題を抽出して的確なアドバイスを行っている。
- 公庫側から事業所の問題点を踏まえた提案を行っている。

<コンサルティング能力への消極的評価に関する主な背景・具体例(業態別)>

【主要行】(消極的評価：8.4% (前回調査11.4%))

- 経営改善の要素を踏まえたアドバイスはなく、経営相談等に消極的で能力も低い。
- 職員がノルマに追われ1つ1つの企業を見る余裕がない。

【地域銀行】(消極的評価：15.3% (前回調査14.3%))

- 担当者によってコンサルティング能力に開きがある。
- 事業者の営業担当者は新人が多いほか、以前より人数が減少しているため、新しい提案までではできていない。

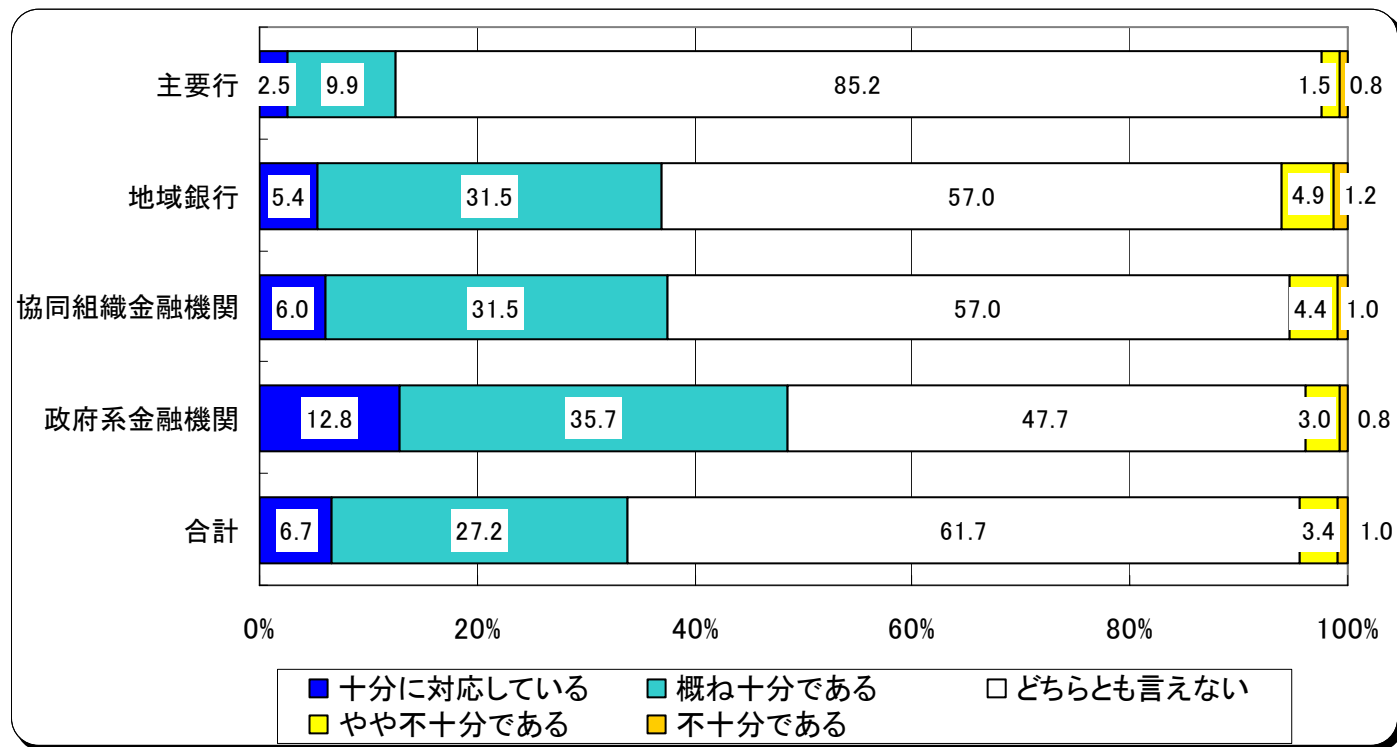
【協同組織金融機関】(消極的評価：18.2% (前回調査17.1%))

- 職員数やスキルが不足しており、十分なコンサルティング機能が発揮できていない。
- 担当者によって対応に差がある。
- 銀行等に比べてコンサルティング能力は低い。

【政府系金融機関】(消極的評価：7.7% (前回調査7.8%))

- 担当者によって能力にバラつきが見られる。
- キャッシュフロー重視で、企業の目利き能力がない。

5. 金融機関における貸付条件の変更等に係る苦情相談への対応状況



- 積極的評価（「十分に対応している」及び「概ね十分である」の合計の割合）は、全業態合計で33.9%となっている。業態別では、政府系金融機関が最も大きく、次いで協同組織金融機関、地域銀行、主要行の順となっている。

<貸付条件の変更等に係る苦情相談への対応状況についての積極的評価に関する主な背景・具体例(業態別)>

【主要行】(積極的評価：12.4%)

- 専門の相談窓口を設置するなど十分に対応している。
- 特に苦情対応に関する相談は持ち込まれておらず、十分な対応がなされている結果と思われる。

【地域銀行】(積極的評価：36.9%)

- 専担の部署を設置し、相談記録をきちんと取っており、苦情対応への不満等に関する相談はない。
- 苦情相談への対応に対する教育がなされていると感じられる。
- 事案ごとに丁寧に接しており、トラブルには発展していない。
- 苦情相談について、ホームページや店内掲示で相談窓口の周知を図っている。

【協同組織金融機関】(積極的評価：37.5%)

- 借り手からの苦情が聞かれないことから、適切に対応しているものと思われる。
- 借り手の話にきちんと向き合い、事案ごとに丁寧な対応をしている。
- 相談窓口やフリーダイヤル等を設置して、適切に対応している。
- 苦情相談に対する金融機関内指導がきちんとなされている。

【政府系金融機関】(積極的評価：48.5%)

- 借り手からの苦情が聞かれないことから、適切に対応しているものと思われる。
- 苦情相談窓口等の設置、さらにその周知を行い、適切に対応している。
- 借り手の立場に立って親身かつ丁寧に相談に応じている。
- 借り手に納得が得られるような十分な説明をしている。

<貸付条件の変更等に係る苦情相談への対応状況についての消極的評価に関する主な背景・具体例（業態別）>

【主要行】（消極的評価：2.3%）

- 借り手は立場が弱いため、新規融資を断られるのを恐れ、苦情相談そのものが言い出しづらい。

【地域銀行】（消極的評価：6.1%）

- 十分な情報発信がなされておらず、相談窓口が設置されていることなどがあまり知られていない。
- 借り手は立場が弱いため、新規融資を断られるのを恐れ、苦情相談そのものが言い出しづらい。

【協同組織金融機関】（消極的評価：5.4%）

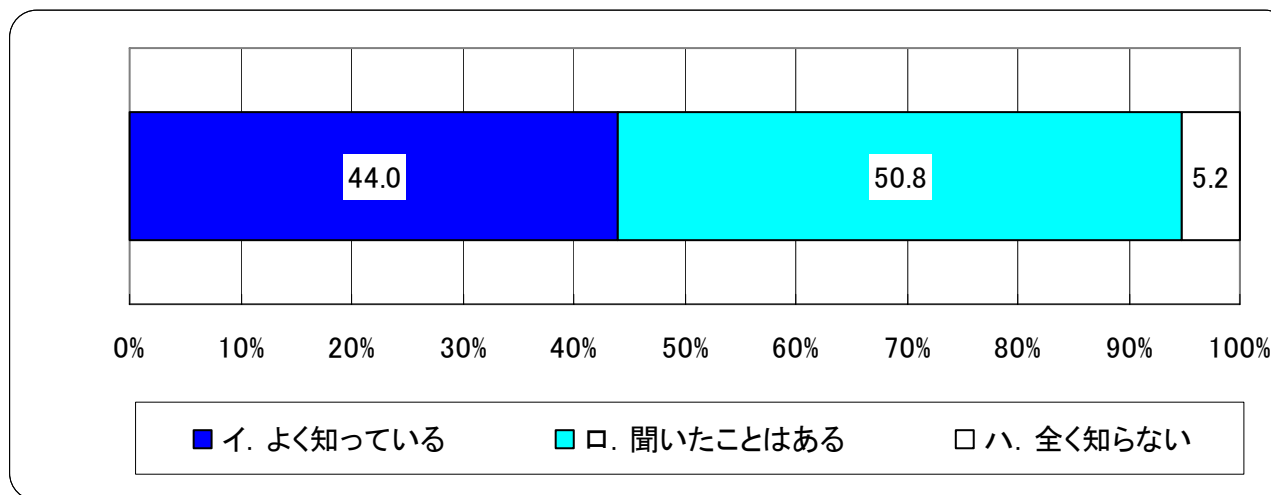
- 借り手は今後の融資への影響が不安で、金融機関へ相談しにくい状況がある。
- 相談窓口等設置の周知が不足している。

【政府系金融機関】（消極的評価：3.8%）

- 相談窓口等設置の周知が不足している。
- 借り手からの苦情をよく耳にするため対応が不十分と思われる。

6. 「貸出条件緩和債権に該当しない場合の取扱いの拡充」(注)の認知状況

(注) 中小企業金融円滑化法の施行に併せて監督指針及び金融検査マニュアルを改定し、貸出条件緩和債権の取扱いに関し、条件変更等を行う際に、経営改善計画等がなくても、最長1年以内に計画等を策定する見込みがあれば、不良債権にならないこととした。



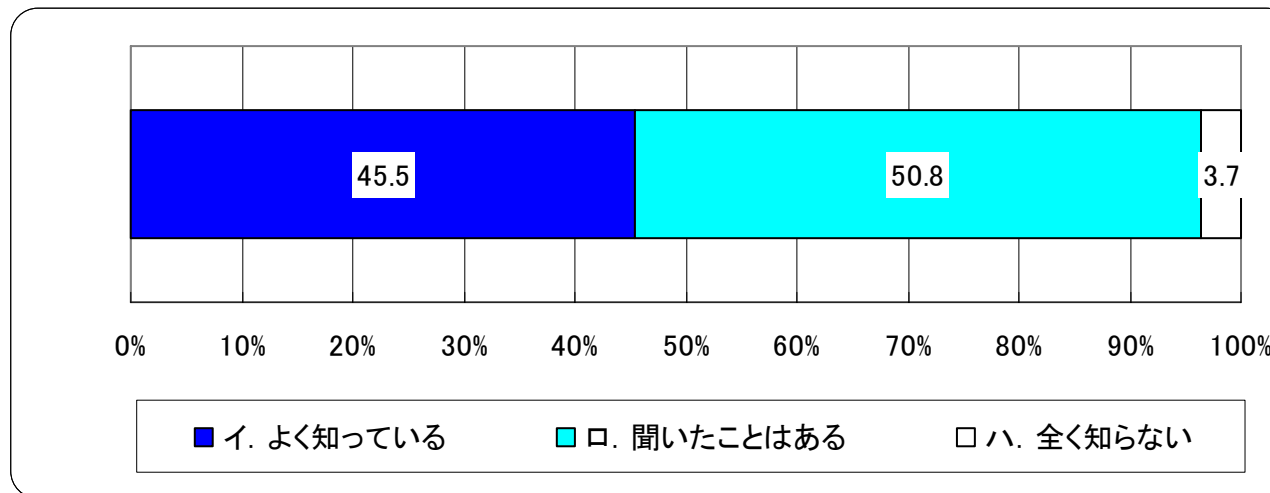
- 経営指導員等における認知状況（「よく知っている」及び「聞いたことはある」の合計の割合）は、94.8%となっている。なお、前回調査では93.0%であった。

<寄せられた主な意見>

- ラジオやポスター、説明会の開催等により、さらに周知徹底を図る必要がある。
- 中小企業にとって当該取組みの効果は大きく有益なものであり、今後も継続を希望する。
- 一時的な返済猶予等を行っても、それは問題の先延ばしに過ぎず根本的な解決にはなっていない。
- 貸付条件の変更を行うと評価が下がり、以後の金融機関との取引に影響を与えるのではないかと中小企業者から不安の声が聞かれる。
- 金融機関から中小企業への広報や、財務的なコンサルティングの提案等、積極的アプローチが必要である。

7. 金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]の内容(注)の認知状況

(注) 金融検査では、金融機関の中小・零細企業向け貸出金の安全性の評価にあたって、中小・零細企業の特徴を踏まえ、その財務状況のみならず、企業と代表者との一体性、企業の技術力や販売力、代表者の資質、経営改善に向けた取組み等に注目し、企業の経営実態を踏まえて柔軟に判断することとなっている。



- 経営指導員等における認知状況（「よく知っている」及び「聞いたことはある」の合計の割合）は、96.3%となっている。なお、前回調査では97.7%であった。

<寄せられた主な意見>

- 広く知れ渡るようにもっとPRをしたほうが良い。
- マニュアルにあるように、企業の定量面だけでなく、定性面も十分に考慮した対応をして欲しい。
- 現実的には、金融機関は企業の財務情報を重視している。
- 中小企業を取り巻く環境は依然厳しく、こうした取組みは大変意義がある。
- 金融機関の目利き能力の向上が必要である。

8. その他、中小企業金融の円滑化について、寄せられた主な意見

- 金融機関は、企業の財務面だけでなく本業に対するコンサルティングや資金供給に積極的に取り組んでほしい。
- 金融機関は、融資申込みに対する回答を現状よりも早く行ってほしい。
- 中小企業金融円滑化法は、経営者に事業の経営改善を考えさせる良い機会になっている。
- 中小企業金融円滑化法や各種経済対策の期限が到来した後の反動が懸念される。中小企業に対する経済対策は当面の間は継続してほしい。
- 中小企業金融円滑化法は時限立法であるが、法の期限が到来しても景気状況等を見極めながら、必要に応じ延長の措置を採るなど柔軟な対応を求めたい。
- 最近の円高、株安により経済情勢が下振れするようであれば、中小企業者のために中小企業金融円滑化法を延長したほうがよいのではないか。
- 債務者に対して、金融機関自身がもう少し中小企業金融円滑化法についてPRしてほしい。
- 積極的に貸付条件の変更に応じることはいいが、元本が削減されるわけではない。もっと根本的な解決が必要。
- 担保・保証条件の緩和や構造不況業者、借入過多業者へのより積極的な支援（金融、経営指導、経営再建等）を望む。

(以上)